

参考様式4

厳美13区 地域農業マスターPLAN(実質化された人・農地プラン)

注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	作成年月日	直近の更新年月日
一関市	令和2年3月	
対象地区名(地区内の集落名)		
厳美13区		

1 対象地区的現状

① 地区内の耕地面積	129.01	ha
② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	95.87	ha
③ 地区内における75歳以上の農業者の耕作面積の合計	0.70	ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.14	ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計		ha
④ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	5.00	ha
(備考)		

注1: ③の「〇歳以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2: ④の面積は、別表「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3: アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4: プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区的課題

中心経営体が農地を引き受けきて行きたいと考えているが、中心経営体内での実質耕作者、オペレーター確保が、定年延長の影響もあり、見通せないのが課題である。

注: 「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

厳美13区内の農地利用は、中心経営体である農事組合法人が担うほか、認定農業者を中心に対応していく。

農地の集約は、農地中間管理機構を通すことにより、集積集約を行っていく。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

(1) 農地中間管理機構の活用	厳美13区は、農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。 認定農業者が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農事組合法人道の郷シンフォニーにて、農地の一時保全管理等を進めることができるよう、全筆が機構を通すよう進めていく。
(2) 基盤整備への取組	厳美13区の農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、前基盤整備事業実施より約30年が経過し、水路の損傷、暗渠工の不足が耕作の障害となっていることから、農地の大区画化・汎用化・高度化等の基盤整備事業を検討する。
(3) 非基盤整備事業地区の農業	非基盤整備事業地区(通称ヤマタ)の農業は、その管理も含めて当地区の重要な課題となっている。イノシシ、シカ等の鳥獣被害も多く、その対策も含めて、林業を含めてその活かし方について、検討を行っていく。
(4) 鳥獣被害防止対策の取組	イノシシ、シカによる鳥獣被害が非常に多く、農業を行う意欲を削いでいることから、ワナ免許取得を初めとした鳥獣害被害対策の構築等に取り組む。
(5)	

5 今後の地域の中心となる経営体の状況

(1) 経営体数

	個人・任意組合	法 人
① 認定農業者	3 人	1 法人
② 認定新規就農者	人	法人
③ 集落営農組織	組織	法人
④ 他市町村の認定農業者	人	法人
⑤ 他市町村の認定新規就農者	人	法人
⑥ 基本構想水準到達者 ^{注)}	人	法人
⑦ 今後育成すべき農業者	人	法人

注: 基本構想水準到達者とは、①～⑤以外の者で市町村基本構想で定める目標所得を上回っている者。

(2) 農地の集積面積

	集積面積	地域内の耕地面積	集積率
現状	76.09 ha	129.01 ha	59 %
今後	80.84 ha	129.01 ha	63 %